

総務局	財務局
<p>1 指摘事項 (重点監査事項) (その他)</p> <p>(1) 工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの 工事の積算内容は、工事の施行に当たり締結する工事請負契約の相手方を決定する手続において定める予定価格及び最低制限価格を算定する基礎である。 総合防災部では、各種工事について表計算ソフトを用い工事の設計内訳書を作成しており、設計を担当している係では、所属のネットワークサーバに保管しており、設計内容を含んだ積算内容が記録された電子データを保管している。 ところで、この電子データの管理状況について確認したところ、作成したフォルダには、パスワードを設定し係以外の者がアクセスできないよう制限しているものの、電子データにはパスワードが設定されておらず、当該工事の決定に直接関係しない係内の他の職員が、工事の積算内容について常時閲覧・印刷・保存等を行うことが可能な状態となっていた。 部は、価格情報に係るリスク低減の観点から、電子データの管理方法を検証し、工事契約に係る価格情報管理を適切に行われたい。 (総合防災部)</p> <p>2 意見・要望事項 (その他)</p> <p>(1) 災害対策用被服等の取扱いについて 東京都は、東京都災害対策本部運営要綱(昭和38年東京都要綱)の規定に基づき、災害対策業務に従事する職員に災害対策用被服等(以下「被服等」という。)を着用させている。被服等は、東京都災害対策用被服等取扱い及び着用品要領(昭和46年3月25日制定。以下「要領」という。)の定めるところにより、総務局長が、着用品を義務付けた職員の状況に応じて、該当する職員へ貸与している。被服等の貸与に当たっては、各局長等からの要求に基づき、全庁での必要な数量を把握した上で、毎年度需給計画を作成している。 被服等の取扱事務は、要領により各局へ被服等取扱者を置いて、それぞれが責任をもって管理しているところであり、総合防災部では、各局の報告を要領で義務付けてはいないものの、平成24年度には局別情報を報告させていた。しかしながら、平成25年度及び平成26年度は報告を求めていなかったため、平成26年度末における被服等の全体状況を把握していないこととなっている。 部は、被服等の事務を総括する立場であり、それぞれの状況を把握し必要に応じて各局を指導していくことが求められることから、被服等の取扱いについて検討することが望まれる。 (総合防災部)</p>	<p>1 指摘事項 (歳出)</p> <p>(1) 単価契約の見込数量を適切に算定すべきもの 財産運用部は、財産価格評価業務における情報収集を目的として、都内の不動産取引実例(売買・賃貸物件情報、戸別成約情報)をインターネットで検索できるサービスを利用するため、唯一の提供業者であるAと特命随意契約(契約件名：平成26年度不動産情報提供契約(単価契約)、推定総金額：57万2400円(支払実績額：41万4,720円)、契約期間：平成26、4、1～平成27、3、31)を締結している。 平成26年度の契約内容は、表1の契約プランの基本料金と検索プラン250とを組み合わせ、表2のとおり、月当たりの検索数を300回までとした月額料金(3万2,000円)と、検索数が月300回を超えた場合の1回当たりの超過料金(1200円)を定め、月々の実績に基づいた利用料金を支払うものとなっている。 ところで、この契約における検索数の実績を見たところ、表3のとおり、平成26年度の検索数は月当たり100回を超えたことはなく、月平均で約40回となり、毎月、月額料金のみを支出していることが認められた。 このことについて、部は、過去の実績を踏まえ、月当たりの検索数を最大300回と算定したためとしている。 しかしながら、平成24年度及び平成25年度の実績を見ると、最大で月156回であり、月100回を超えているのは各年度2回ずつにとどまっている。この実績を踏まえると、同社が提供する検索サービス料金のプランのうち、基本料金と検索プラン50とを組み合わせて(月1万7,000円で100回まで検索可能)、検索数が月100回を超えた場合については超過料金(1回当たり150円)で対応する契約とした方が、検索数が100回以下の月の支払額が現行の契約よりも低減するため、年間支払額の節減が可能である。 従って、部が、月当たりの検索数を最大300回と算定して契約していることは適切でない。この結果、仮に、表4のとおり試算すると、19万4,400円の不経済支出となっている。 部は、単価契約の見込数量を適切に算定されたい。 (財産運用部)</p>

(表1) 検索サービスの契約プラン (抜粋)

基本料金 A (月当たり検索数50回まで)	追加プラン B		合計月額 (A+B)	超過料金
	名称	追加検索数		
12,000 円/月	検索プラン 50	50 回/月	5,000 円	17,000 円
	検索プラン 100	100 回/月	9,000 円	21,000 円
	検索プラン 250	250 回/月	20,000 円	32,000 円
				150 円/回
				130 円/回
				120 円/回

(表2) 現在の契約内容

区分	単価	数量	推定総金額 (税抜)
検索数月当たり 300 回まで	月額 32,000 円	12 箇月	384,000 円
月 300 回を超えた場合 1 回当たり	120 円	1,200 回 (見込)	144,000 円

(表3) 検索数の実績

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
平成26年度	12	46	13	26	6	46	72	52	48	77	70	13	40.1
平成25年度	3	46	122	91	117	22	35	58	47	80	22	16	54.9
平成24年度	29	0	17	23	15	43	156	21	48	45	139	7	45.3

(単位: 回)

(表4) 不経済支出の試算 (平成26年度のケース)

区分	内訳
財務局契約実績 A	(月 32,000 円 + 消費税 2,560 円) × 12 箇月 = 414,720 円
監査事務局試算 B	(月 17,000 円 + 消費税 1,360 円) × 12 箇月 = 220,320 円
差引 A-B	194,400 円

1 指摘事項 (都税)

(1) 土地の評価について

東京都固定資産税(土地)評価事務取扱要領(昭和38年5月22日付38主課固発第174号)によると、固定資産税の課税客体となる土地は、評価の対象となる土地であり、土地の現況及び利用目的など土地の質的なものを表示するために評価の対象となる土地には地目を付する。

地目の認定は賦課期日である1月1日の現況及び利用目的により原則として一筆ごとにを行うこととし、部分的に僅少の差異の存するときでも、土地全体としての利用状況を観察して認定する。ただし、一筆の土地が相当の規模で二以上の全く別個の用途に利用されているときは、これらの利用状況に応じて区分し、それぞれに地目を定める。

地目には宅地、田、畑、転用田・畑、池沼、山林、原野、鉄軌道用地、雑種地の9種類あり、雑種地は前8の地目のいずれにも該当しない土地である。

地目によって評価の方法が異なっており、宅地の評価は、原則として市街地宅地評価法により評点数を付設し、これに評点1点当たりの価額を乗じて評価額を求めることにより行う。

市街地宅地評価法により評点数を付設する標榜は、主要な街路に沿接する宅地のうちから標準宅地を選定し、標準宅地について適正な時価を求め、これに基づいて当該標準宅地の沿接する街路について路線価を付設し、路線価を基礎として画地計算法を適用して宅地に評点数を付設するものである。

雑種地の評価は、宅地と同程度の状況と認められる土地については、宅地の評価に準することとなっている。

画地計算は路線価を基礎として、当該路線の影響を受ける各画地について、路線価にその画地の奥行、形状、地勢、利用上の法的制限等画地の現況に応じて求めた係数(以下「画地補正率」という。)を乗じて単位地積当たり評点を算出するものである。

各画地に影響を与える路線(路線価を適用すべき路線(以下「正面路線」という。))は、沿接する路線から選定する。

土地の評価は、原則として一筆の土地を単位として行うものとされているが、一筆の土地が二以上の地目に利用されている土地については、それぞれの地目ごとに測定した地積により、一筆の土地を分割して評価することとされている。また、画地の認定は、土地の評価の単位ごとに行うこととされている。

路線価の付設対象となる道路等は、客観的に道路と認められる形態を有するものに付設することとなっている。

ところで、世田谷都税事務所における土地の評価に基づく固定資産税及び都市計画税の課税状況について見たところ、図1の①の一筆の土地(565㎡)について、監査日(平成27.2.26)現在、次のとおり、土地の評価等が適正でないものが見受けられた。

その結果、表1のとおり、固定資産税・都市計画税11万2,322円が課税不足となっている。

ア 路線価の付設を適正に行うべきもの

図1の路線乙は、②の部分まで路線価が付設されている。

しかしながら、現地を確認したところ、③の部分も②の部分と連続して舗装されて道路の形態を有しており、路線価を付設していないのは適正でない。すなわち、路線価の付設を適正に行われない。

(世田谷都税事務所)

イ 正面路線を適正に適用すべきもの

図1の①の一筆の土地の地目の認定は、土地の利用状況から路線甲に面した部分(図では斜線で表示)を雑種地(224.52㎡)として認定し、その他の部分を宅地(340.48㎡)と認定している。

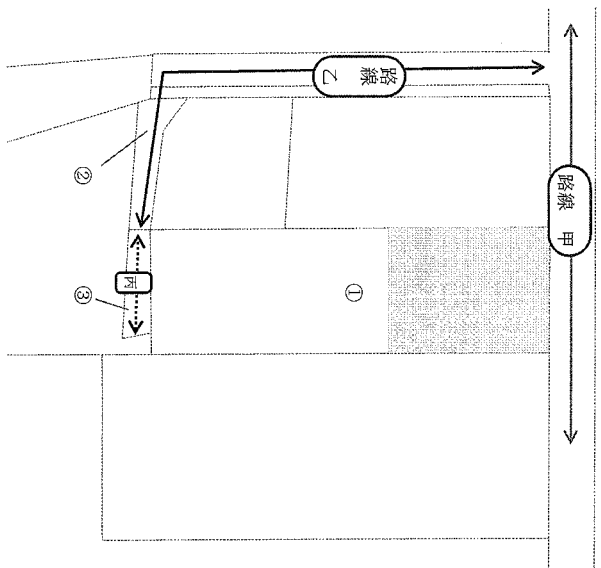
雑種地及び宅地の正面路線を確認したところ、雑種地の正面路線は路線乙、宅地の正面路線は路線甲となっていた。

しかしながら、雑種地は路線乙に沿接しておらず路線甲に沿接していることから正面路線を甲とすべきであり、宅地は路線甲に沿接しておらず路線乙とすべき丙に沿接していることから路線乙を正面路線とすべきである。

すなわち、土地の用途の認定に当たり必要な確認を行い、評価を適正に行われない。

(世田谷都税事務所)

(図1) 現地略図



(表1) 税額正誤表

(単位：円)

年度	正税額	既税額	差額
平成22年度	396,785	425,186	△28,401
平成23年度	421,937	417,368	4,569
平成24年度	430,889	412,277	18,612
平成25年度	459,292	410,162	49,130
平成26年度	486,844	418,432	68,412
計	2,195,747	2,083,425	112,322

※金額は固定資産税及び都市計画税の合算
地方税法第17条の5に基づき更正できる期間について算定

(2) 同一画地の認定について

固定資産税及び都市計画税の課税は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第388条第1項に基づき総務大臣が定めている「固定資産評価基準」(昭和38年自治省告示第158号)及び都が定めている「東京都固定資産(土地)評価事務取扱要領」(昭和38年5月22日付38主課固発第174号)(以下「固定資産評価基準」及び「東京都固定資産(土地)評価事務取扱要領」を「基準等」という。)により評価した土地の価格を基礎にして行われる。

土地の評価は、これらの基準等により、原則として、土地(補充)課税台帳に登録された一筆の土地を一面地として評価すること(「一筆一面地の原則」とされている)とされている。

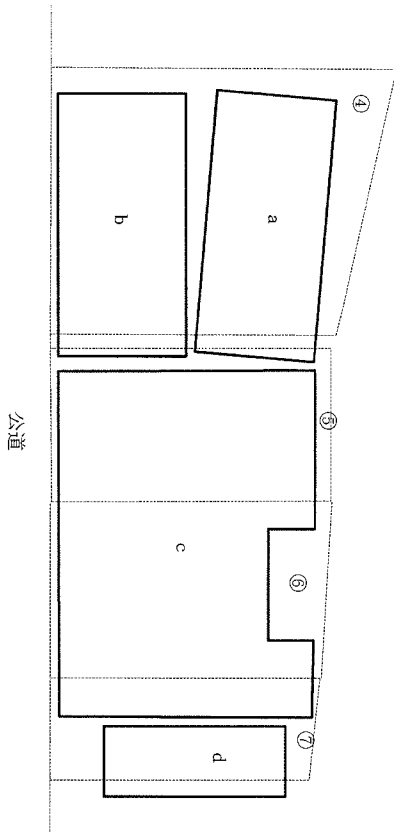
しかし、複数の筆の筆を一面地として評価すること、隣接する複数の筆が一体として利用されているときには、それぞれの筆を一面地として評価すると、結果として一体利用している土地全体の利用価値が土地の価格に適切に反映されず、土地相互間の評価の不均衡をもたらす場合がある。そのため、基準等では、隣接する二筆以上の土地について、その形状、利用状況等から見て、これらを含む必要がある場合においては、一体として利用されている土地全体を一面地として認定し評価することとしている。

また、固定資産税の減免については、納税者からの申請により法第367条、第702条の8第7項の規定に基づく東京都条例(昭和25年条例第56号。以下「条例」という。)第134条第1項、第188条の30の規定により知事が必要と認めた固定資産について行っており、小規模非住宅用地については、「小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の減免要綱」(平成14年3月29日付13主税税第509号知事決定)に基づき、一面地における非住宅用地の面積が400㎡以下の土地、小規模非住宅用地に係る納税義務者が個人又は資本金の額が1億円以下の法人、地目を宅地と認定している土地などの要件を満たした場合に減免される。ところで、荒川都税事務所における固定資産税及び都市計画税の課税状況について見たところ、監査日(平成27.2.18)現在、次のとおり、その形状、利用状況等から見て一体として利用されていると認められる複数の筆を同一画地として認定し評価していないものが見受けられた。

ア 同一画地の認定を適正に行うべきもの

- 荒川区における図2の④(非住宅用地. 342.71㎡)、⑤(非住宅用地250.64㎡)、⑥(非住宅用地283.86㎡)及び⑦(小規模住宅用地74.06㎡、非住宅用地74.05㎡)の四筆の土地及び、これら四筆の土地に所在する建物a、b、c、dの4棟は株式会社Aが所有しており、会社の事業の用に一体として利用されているにもかかわらず、同一画地として認定していないのは適正でない。
- また、同一画地と認定した場合、一面地の面積が400㎡を超過するため、小規模非住宅用地の減免を適用しているのは適正でない。
- この結果、表2のとおり、固定資産税・都市計画税175万1,090円が課税不足となっている。

図2) 現況略図 (荒川都税事務所)



(表2) 税額正誤表

年度	正税額	既税額	差額
平成22年度	2,449,178	2,093,528	355,650
平成23年度	2,426,026	2,075,028	350,998
平成24年度	2,404,225	2,055,270	348,955
平成25年度	2,394,722	2,047,159	347,563
平成26年度	2,396,978	2,049,054	347,924
計	12,071,129	10,320,039	1,751,090

※金額は固定資産税及び都市計画税の合算
地方税法第17条の5に基づき更正できる期間について算定

イ 同一画地の認定を適正に行うべきもの

図3の⑧及び⑨の土地には診療所及び居宅として利用されている併用住宅eが所在しており、⑩の土地には専用住宅fが所在している。

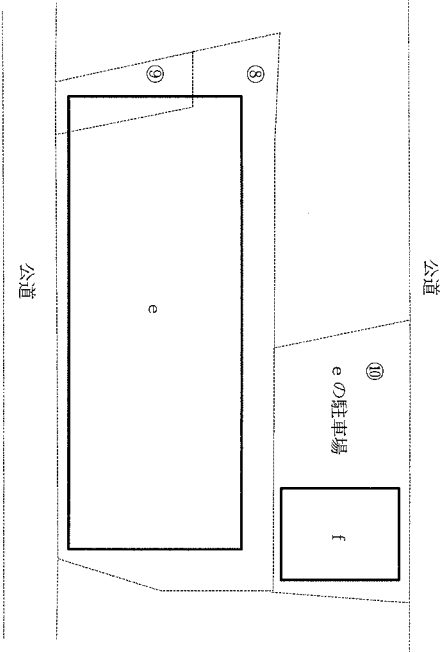
荒川都税事務所では、⑧(214.17㎡)、⑨(14.80㎡)及び⑩(24.13㎡)の土地を一体的に利用しているとして同一画地と認定している。

しかしながら、建物eとfでは所有者が異なり、利用の状況も併用住宅と専用住宅であるため、⑧、⑨及び⑩の土地が一体として利用されているとはいえず、同一画地として認定しているのは適正でない。

この結果、表3のとおり、固定資産税・都市計画税5万18円が課税不足となっている。所は、同一画地の認定を適正に行わたい。

(図3) 現況略図

(荒川都税事務所)



(表3) 税額正誤表

(単位：円)

年度	正税額	既税額	差額
平成22年度	200,834	191,050	9,784
平成23年度	200,834	191,050	9,784
平成24年度	201,067	191,050	10,017
平成25年度	201,056	191,050	10,006
平成26年度	211,697	201,270	10,427
計	1,015,488	965,470	50,018

※金額は固定資産税及び都市計画税の合算
 地方税法第17条の5に基づき更正できる期間について算定

(3) 土地の用途の認定について

固定資産税等の課税において、住宅用家屋の敷地、住宅用家屋の敷地と一体となっている庭や自家用駐車場等は、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2により「住宅用地」として認定され、業務用家屋の敷地、駐車場、資材置場、空地等は「非住宅用地」とされる。住宅用地については、課税標準の特例措置により、例えば、一般住宅用地の場合には、固定資産税が1/3、都市計画税が2/3に軽減されるなど、認定の内容により税負担に差異が生じるものであり、土地の所有者(所有者が自ら土地を利用していない場合でも同様)は、土地が所在

する区にある都税事務所(土地係)に対し、申告が必要となる事由が生じた年の翌年の1月31日までに申告しなければならぬ(地方税法第384条、東京都条例(昭和25年条例第56号)第136条の2・第136条の3)。

住宅用地の範囲は、専ら人の居住の用に供する家屋である専用住宅の場合、家屋の床面積の10倍までを限度に当該土地が住宅用地となる(地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。))第52条の11第2項第1号)が、その一部を人の居住の用に供する家屋で当該家屋の床面積に対する人の居住の用に供する部分の床面積の割合(以下「居住部分の割合」という。))が4分の1以上である家屋の場合、土地の面積に当該家屋の種類及び居住部分の割合に応じた率を乗じて得た面積に相当する土地(敷地の面積がその上に存在する家屋の床面積の10倍を超えているときは、床面積の10倍の面積に当該家屋の種類及び居住部分の割合に応じた率を乗じて得た面積)が住宅用地となる(令第52条の11第2項第2号)。

ただし、一筆に住宅用地及び非住宅用地の用途が混在している場合には用途ごとに地積の認定を行うこととなる。

また、都税事務所としては、申告がなされなかった場合でも、土地課税台帳等の書類確認や現地調査により、毎年1月1日現在の土地の状況を把握し、利用実態に見合った認定を行い、課税する必要がある。

ところで、世田谷都税事務所において、土地の課税状況について見たところ、次のとおり、土地の用途の認定が適正でないものが見受けられた。

ア 必要な確認を行い土地の用途の認定を適正に行うべきもの

世田谷都税事務所は、図4のとおりBが所有する二筆の土地①(1,377.95㎡)及び②(165.29㎡)について、①については住宅用地、②については構築物g及びhが事業用の材木置場となっていると認定し非住宅用地として認定している。

構築物について確認したところ、構築物gはすべてが事業用であり、構築物hは道路に面した一部が事業用でその他の部分が住宅用の物置として使用されていた。

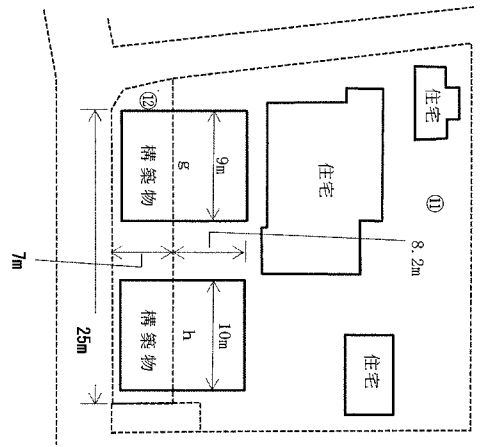
そのため、①の土地の一部には事業用構築物が所在するにもかかわらず、すべてを住宅用地として認定していること及び②の土地には一部居住の用に供している部分があるにもかかわらず、すべてを非住宅用地として認定していることは適正でない。

この結果、①の土地については、表4のとおり、固定資産税・都市計画税30万1,579円が課税不足となっており、②の土地については、表5のとおり、固定資産税・都市計画税3万181円が課税超過となっている。

所は、土地の用途の認定に当たり必要な確認を行い、認定を適正に行わたい。

(世田谷都税事務所)

(図4) 現況略図



(注) 大数字は世田谷都税事務所が認定している間口・奥行の延長であり、細数字は航空写真により監査事務局が測定した延長である。

(表4) ⑩の土地に係る税額正誤表

年度	正税額	既税額	差額
平成22年度	1,559,269	1,493,083	66,186
平成23年度	1,555,356	1,493,083	62,273
平成24年度	1,551,030	1,491,526	59,504
平成25年度	1,549,474	1,490,956	58,518
平成26年度	1,623,275	1,568,177	55,098
計	7,838,404	7,536,825	301,579

(単位：円)

(表5) ⑯の土地に係る税額正誤表

年度	正税額	既税額	差額
平成22年度	309,997	376,717	△66,720
平成23年度	304,461	368,244	△63,783
平成24年度	302,578	364,245	△61,667
平成25年度	300,661	361,312	△60,651
平成26年度	304,052	361,312	△57,260
計	1,521,749	1,831,830	△310,081

(単位：円)

※金額は固定資産税及び都市計画税の合算

地方税法第17条の5に基づき更正できる期間について算定

イ 複合構造家屋が所在する土地の用途の認定を適正に行うべきもの

荒川都税事務所は、Cが所有する土地(233.98㎡)について、所在する家屋が専用住宅であるとみなして全部を住宅用地と認定している。

また、所は、家屋(昭和43年築)を1階が軽量鉄骨造(床面積114.18㎡)で工場と認定しており、2階が木造(床面積63.63㎡)で居宅及び事務所と認定している。

そこで、この土地の用途について見たところ、監査日現在、家屋の1階を含めて駐車場として利用されており、壁等に月極め駐車場と表示されていることから、当初認定時とは異なる利用状況となっていると推定できる状態であり、調査の上、必要に応じて用途の認定を見直すべき状況にある。

ところで、この家屋のように、1棟の家屋が軽量鉄骨造及び木造で構成されているような複合構造家屋の場合は、主要な構造に着目して家屋の構造を認定すべきであり、主要な構造は、その構造の面積が大きい部分による。この家屋は軽量鉄骨造と木造の複合構造家屋であり、軽量鉄骨造の床面積が木造の床面積よりも大きいことから、軽量鉄骨造として取り扱われることとなる。

昭和50年1月1日までに新築された併用住宅については、その構造及び面積によって、住宅用地と認定される面積が異なる取扱いとなっている。令第52条の11等によると、木造以外の併用住宅で、地上階数5以上を有する耐火建築物である家屋以外の場合で、居住部分の割合が4分の1以上2分の1未満の場合は、併用住宅の敷地の用に供されている土地のうち、その面積に0.5を乗じて得た面積が住宅用地と認定される。

そのため、この土地の認定については、調査の上、家屋を非木造の併用住宅として233.98㎡に0.5を乗じて得た面積を住宅用地及び非住宅用地と認定すべきであるにもかかわらず、233.98㎡全部を住宅用地と認定したままとしているのは適正でない。

この結果、表6のとおり、固定資産税・都市計画税55万1,779円が課税不足となっている。

所は、複合構造家屋が所在する土地の用途の認定を適正に行われたい。

(荒川都税事務所)

(表6) 税額正誤表

年度	正税額	既税額	差額
平成22年度	252,536	132,363	120,173
平成23年度	246,593	132,363	114,230
平成24年度	239,659	132,151	107,508
平成25年度	238,877	132,079	106,798
平成26年度	241,298	138,228	103,070
計	1,218,963	667,184	551,779

(単位：円)

※金額は固定資産税及び都市計画税の合算

地方税法第17条の5に基づき更正できる期間について算定

(4) 固定資産税 (償却資産) の課税を適正に行うべきもの

償却資産に係る固定資産税は、納税義務者に申告義務を課し、毎年1月1日現在に当該事務所管内に所在する事業用資産について、償却資産を所有する者に課税している (地方税法 (昭和25年法律第226号。以下「法」という。) 第341条第4号及び第383条)。また、免税点について課税標準となる額が150万円に満たない場合は課税することができないとしている (法第351条)。局は、「固定資産税 (償却資産) 申告の手引き」に、償却資産を共有している場合は、各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、共有者全員の連名により申告するよう記載している。

ところで、北部税事務所における固定資産税 (償却資産) の課税状況を見たところ、所では北区に所在する同一店舗において、美容業を事業種目とする二人の事業者から提出された平成26年度償却資産申告書に基づきそれぞれ課税標準額を算出している。その結果、両者とも課税標準額が免税点未満となったため、いずれにも課税されていない。

しかしながら、二人の事業者が所有する資産を連名による一つの申告とすることにより、表7のとおり、課税もれが防止できたものである。また、この状態は平成24年7月の開業時より継続しており、平成25年度、平成26年度両年について、同様に課税不足となっているのは適正でない。

所は固定資産税 (償却資産) の課税を適正に行われたい。

(北部税事務所)

(表7) 税額正誤表

年度	正税額	課税額	差額
平成25年度	39,600	0	39,600
平成26年度	30,100	0	30,100
計	69,700	0	69,700

(単位：円)

(5) 還付事務に当たり口座名義人の死亡を捕捉した場合に口座振替の取扱いを確認すべきもの

都税総合事務センター (以下「センター」という。) 還付管理課では、都税の納付において発生した過剰納金等の還付事務を行っている。還付は、5万円以下の場合にはゆうちょ銀行の振替払出証書を納税者に郵送することにより、また、5万円を超える場合は、納税者名義の口座への振込みにより行うことを原則としているが、固定資産税における口座振替用の口座や、法人事業税・個人事業税の還付用の口座など、納税者の口座の登録が行われている場合には、金額に関わらず口座への振込みにより行っている。

ところで、納税者Dについて、平成26年度固定資産税の2期 (納期：平成26年9月30日) が重複して納付され、課納金が1,417,000円発生したため、センターは、これを還付するため、平成27年1月9日に、固定資産税の口座振替用の口座に、振込処理を行った。その結果、口座名義人であるDの死亡 (平成26年12月28日) により振込不能であることが、同年1月13日に、指定金融機関より報告された。

その後、センターは、Dの関係者と連絡をとり、当該口座からの振替えができて未納となっていた平成26年度固定資産税の3期 (納期：平成27年1月5日) に充当する旨を伝え、同年2月6日、充当処理を行っている。

しかしながら、センターは、Dの死亡により口座が使用できないことを徴収部に連絡しておらず、その結果、平成26年度固定資産税の4期 (納期：平成27年3月2日) につき、口座振替委託契約により、再度、口座振替処理が行われ、振替不能となっている。

徴収部は、「口座振替対応Q&A」により、納税義務者の関係者から納税義務者 (口座名義人) が死亡したと連絡があった場合には、口座振替を停止し、納付書での納付を納税者に対し案内するため、口座振替の停止の連絡票を部に送付することとしていることから、センターにおいて口座名義人の死亡により振替えができないことを捕捉した場合も、同様に、センターは部に連絡をとり、部は口座振替の取扱いを確認する必要がある。

部は、センターが還付事務に当たり口座名義人の死亡を捕捉した場合にはセンターからの連絡を求めることとし、口座振替の取扱いを確認されたい。

(徴収部)

(重点監査事項)

(6) 納税交渉を適切に行うべきもの

宗教法人Eは、表8のとおり、不動産取得税、固定資産税281,300円を滞納している。Eは、固定資産税及び都市計画税等の賦課について疑義があるとし、平成22年8月13日に都に対し、審査請求を行っていたため、板橋都税事務所は、平成22年10月19日に電話催告、滞納はしないこととしたとしている。

しかしながら、表9のとおり、審査請求が却下されたことを知った平成22年11月5日から平成24年6月21日まで交渉記録がなく、約1年8か月の間、交渉を行わなかったと認められることは適切でない。

所は、納税交渉を適切に行われたい。

(板橋都税事務所)

(表8) 滞納の状況

滞納者	宗教法人E
滞納税目	不動産取得税・固定資産税(土地・建物)
課税税目	同上
監査日より約1年前の 本税滞納状況	261,300円
本税滞納額(監査日現在)	281,300円
本税滞納金額の最も古い 課税時期(納期限)	不動産取得税：H21 固定資産税：H22
課税状況	固定資産税が毎年賦課されている。H26年度から建物のみ非課税。
納付状況	H26.11.24/2,000円
業態・特徴等	宗教法人

(表9) 交渉経過の概略

日付	経緯
H22.8.13	宗教法人Eが、都に対し審査請求を提起
H22.10.19	電話催告、滞納はしないこととした。
H22.11.2	審査請求却下の裁決
H23.6.1	H23年度固定資産税の納税通知
H24.6.1	H24年度固定資産税の納税通知
H24.6.21	課税物件所在地を滞戸。妻れなし。管理人不在で確認取れず。ドアをノックするが応答なし。電気は待機電力も回っておらず、メーターは静止状態。人の気配なく、納税交渉断念。

(重点監査事項)

(7) 納税交渉を効果的に行うべきもの

法人Fは、新宿区と中央区に所有する不動産の固定資産税等の滞納があり、滞納状況は表10のとおりである。

新宿都税事務所は、平成21年10月19日に、法人事業税・都民税及び固定資産税の滞納金額を根拠として、新宿区及び中央区の不動産の差押えを行い、同年11月4日、差押えの根拠となった滞納金額(502万6,800円)が完納されたことから、差押えを解除した。

その後、所は、平成22年9月に滞納法人が新宿区と同不動産を売却しようとしていることを把握し、納税交渉を行った。

納税交渉において、所は、売却代金入金日後に固定資産税21年度分807万3,337円の滞納金額の全額を納付し、22年度分1期分の滞納金額322万5,200円を先日付小切手で納付することを約束させることで、新宿区及び中央区の不動産の差押えをしないこととしている。この際、所は、

- ① この時点(平成22年9月)における、滞納金額は1,113万8,037円であること
- ② 平成21年11月の502万6,800円の納付後の納付実績は10か月間で140万円であること

③ 中央区の不動産については、毎年600万円程度の固定資産税が発生することから、この新宿区の不動産の売却に当たって最大限の徴収を試みるべきであった。

ところで、売却の際に差押えを行わない場合は、最大限納付可能な金額を確実に納付させるために、売却により法人に入る収入を購取し、納付額を最大化するための納税交渉を行い、その納付を約束させる必要がある。

しかしながら、所はこの不動産(平成22年度固定資産税評価価格：土地2億7,600万余円、家屋1億9,900万余円)の売却予定価格、売却代金の抵当権者等に対する処分計画などを購取しておらず、納付額を最大化するための納税交渉となっていない。

不動産売却後の納付状況を見ても、売却後直近の納付は10月に23万4,837円、11月に305万2,000円となっており、納税交渉での約束に沿った納付は行われていない。

所は、納税交渉を効果的に行われたい。

(新宿都税事務所)

(表10) 滞納の状況

滞納者	法人F
滞納税目	固定資産税 固定資産税(過去に自動車税・法人都民税(均等割・法人税割)、法人事業税の課税あり)
課税税目	
平成26.2.1の本税滞納状況	12,563,244円
本税滞納額(監査日現在)	21,665,544円 (平成26年度固定資産税は差押に伴い繰上徴収している。)
本税滞納金額の最も古い滞 定時期(納期限)	平成24年度1期(平成24.7.2)
課税状況	年間約6,400,000円(平成22年度までは年間約12,800,000円) 20万~150万の不定期分納
納付状況	H23年度 約730万円 H24年度 約1000万円 H25年度 約200万円
業態・特徴等	ビル賃貸業

生活文化局

1 指摘事項

(重点監査事項)

(歳出)

(1) 出えん金の適正な執行を確認すべきもの

文化振興部では、戦略的な文化の創造・発信等を目的に設置するアーツカウンシル東京に關して、公益財団法人東京都歴史文化財団と、平成24年4月1日にアーツカウンシル東京の運営に關する協定書を締結し、平成25年4月1日に締結した東京芸術文化創造発信助成事業の実施に係る出えん契約書に基づき、平成25年度東京芸術文化創造発信助成事業の実施に係る出えん金を同財団に支出している(出えん金額：1億2,000万円、支払日：平成25.12.25)。同出えん契約書第8条では、財団は、毎年度末日現在の助成事業の実施状況及び積立資産の収支状況について、事業実績等報告書により、毎年度終了後速やかに部に対し報告しなければならぬとしている。同第9条では、財団は、部が積立資産及び助成事業に係る検査を求めた場合には、これに及びなければならないと規定しており、部は、帳簿その他の資料の提出を求め、検査するとしている。

ところで、平成25年度の事業実績等報告書を見たところ、表1、2のとおり、積立資産収支状況及び助成事業執行状況が添付されているほか、助成団体別の事業概要及び助成総額の内訳が添付された実績等が報告されているものの、財団が審査した個別の収支決算の内容等についての記載はなく、書面を見ただけでは助成事業及び執行額が適正であったのかどうかの確認を十分に行うことはできない状況であった。また、財団に対して検査を行っていないことが認められた。

部は、助成事業及び執行額が適正であるかを確認できる書類の提出を求め、必要により第9条の規定による検査を行うなど、出えん金の適正な執行を確認された。

(文化振興部)

(表1) 出えん金に係る東京芸術文化創造発信助成積立資産収支状況

(単位：円)

平成25年度 出えん金受高	取崩済額	今後取崩予定額	完了時残金 見込み額
120,000,000	67,296,900	50,250,000	2,453,100

(表2) 助成事業執行状況

(単位：円)

区分	当初交付 決定額 (注)	交付決定 (確定) 支払済額	今後取崩予定額			不用額	不用額説明
			概算 払額	今後支払 予定額	計		
都内	53,700,000	35,856,022	350,000	15,150,000	15,500,000	2,343,978	事業中止及 び事業費実 績減
海外	36,050,000	24,300,000	461,020	10,288,980	10,750,000	1,000,000	事業中止
共同制作	7,250,000	7,140,878	0	0	0	109,122	事業費実績 減
長期	24,000,000	0	0	24,000,000	24,000,000	0	
合計	121,000,000	67,296,900	811,020	49,438,980	50,250,000	3,453,100	

(注) 第1期で事業の中止があったため、当初交付決定額は出せん金受高と一致しない。

(重点監査事項)

(2) 負担金の支出を適切に行うべきもの

文化振興部では、公益財団法人東京都歴史文化財団に対し、協定書に基づき、表3のとおりアーツカウンシル東京共同開催事業に係る負担金を支出している。財団は、部と協議し、各事業の実行委員会と協定を結び、実行委員会に対して負担金を支出している。

ところで、財団から提出された事業計画書を見たところ、表4のとおりであり、事業については概要のみ、負担予定額は金額のみが記載され、人件費等の経費の内訳が添付されていなかった。

部は、負担金を支出する前に、別途財団から提出された各事業の実行委員会の事業計画書・予算書により必要な額であることを確認しているものの、財団へ負担金を支出する際の決定文書には、資金が必要となる時期を確認するための支払計画書等が添付されていなかった。

この結果、事業は、4月、10月、11月、2月と実施時期が離れているにもかかわらず、同負担金の支出は、7月(協定書1：平成26.7.10、協定書2：平成26.7.14)に一括払いとなっており、負担金として必要な額が、必要な時期に支払われているのが不明確な状況となっている。

部は、負担金を支出する際に、事業計画書・予算書のみならず、支払計画書の提出を求めるなどとして、負担金の支出を適切に行われない。

(文化振興部)

(表3) 協定書

(単位：円)

協定書	事業名	協定期間	負担金額
協定書1	アーツカウンシル東京共同開催事業：六本木アーツナイト及び東京発・伝統WA感動メイソング公演事業	平成26.4.1～平成27.3.31	80,000,000
協定書2	アーツカウンシル東京共同開催事業：タレント・トークショー事業	平成26.4.1～平成27.3.31	20,000,000

(表4) 事業計画書

(単位：円)

事業名	事業概要	実施予定 時期	負担予定額
六本木アーツナイト	生活の中でアートを楽しむという新しいライフスタイルの提案と、大都市東京における街づくりの先駆的なモデル創出を目的として開催する、六本木の街を舞台にした一夜限りのアートの饗宴。現代アート、デザイン、音楽、映像、パフォーマンス等の多様な作品を街なかに点在させ、非日常的な体験をつくりだす。	平成26年 4月	35,000,000
	六本木アーツナイト開催中にシヤトルバスを運行する。	平成26年 4月	6,000,000
	六本木アーツナイト平成27年度準備分	平成27年 2月	15,000,000
東京発・伝統WA感動メイソング公演	伝統芸能・文化の魅力を国内外へ発信するため、新たな観客層をターゲットに裾野拡大を目指すとともに、一流の実演家による本格的な公演を実施する。	平成26年 10月	24,000,000
	計		80,000,000
タレント・トークショー	将来有望な若手映画作家を東京から世界に輩出することを目的として、ベルリン国際映画祭と提携し、映画監督やプロデューサーを目指すアジアの若者を集め、トークショーや企画合評会を実施する。	平成26年 11月	20,000,000
	合計		100,000,000

(重点監査事項)
(その他)

(3) 工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの
工事の積算内容は、工事の施行に当たり締結する工事請負契約の相手方を決定する手続において定める予定価格及び最低制限価格を算定する基礎である。

特に最低制限価格は、東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第18条の規定により、入札参加者に知られないように取り扱うものである。

総務部では、建築・機械・電気設備の工事の設計内訳書の作成に当たっては、財務局から配布を受けた宮積積算システム(RIBC2)をインストールした2台のパソコン端末を職員6名で使用している。1台は担当者個人単独で使用するパソコンに積算システムがインストールされており、もう1台は係の共用のパソコンにシステムがインストールされている。

ところで、この積算システムの運用状況を見たところ、担当者個人単独で使用するパソコン及び係の共用のパソコンのいずれについても、積算システムを使用するには、パソコン端末にログインIDとパスワードを入力して起動させた後、積算システムを起動させる必要があるが、積算システムの起動パスワードが常時保存されており、容易に起動できてしまう状況にある。

このため、作成された設計内訳書を設計担当者以外の者が容易に閲覧できる状況となっているのは、適切でない。
部は、工事契約に係る価格情報管理を適切に行われたい。

(総務部)

(4) 有効期間が満了している電力量計を使用することのないよう適正に管理すべきもの

文化振興部は、東京空襲の史実を風化させることなく、平和が永く続くことを祈念するため、平成13年に東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑(以下「碑」という。)を都立横網町公園(以下「公園」という。)内に建設している。部は碑を良好な状態に維持するために、碑の保守点検等業務委託を締結し(契約相手:A、契約金額:23万9,112円、契約期間:平成26.7.17~平成27.3.13)、照明設備や除湿機等の点検を行わせている。

碑に附帯する装置の作動等に係る電氣料については、公園の指定管理者が、公園全域の電氣料の支払を行った上で、碑内に設置されている電力量計を確認し電氣使用量を算定し、部に対して電氣料の請求を行っている。

ところで、保守点検等業務委託の報告書を見たところ、碑内に部が設置している動力用電力量計が平成22年8月、電灯用電力量計が平成22年11月に有効期間を経過しているとの報告があった。

電力量計には、計量法(平成4年法律第51号)により、検定証印等の有効期間(以下「有効期間」という。)が定められており(表5参照)、有効期間満了後は、取引等における計量に使用することが認められていない。このため、料金(平成26年4月~12月分12万312円)を、期限切れの電力量計で計量し、算出しているのは適正でない。

部は、有効期間が満了している電力量計を使用することのないよう、適正に管理されたい。
(文化振興部)

(表5) 有効期間

品名	有効期間
電力量計	
イ 定格電圧が300ボルト以下の電力量計(変成器とともに使用されるもの及びロに掲げるものを除く。)	10年
ロ 定格電圧が300ボルト以下の電力量計のうち、次に掲げるもの	
(1) 定格一次電流が120アンペア以下の変流器とともに使用されるもの(定格一次電圧が300ボルトを超える変圧器とともに使用されるものを除く。)	7年
(2) 定格電流が20アンペア又は60アンペアのもの(電子式のものを除く。)	
(3) 電子式のもの(イ及び(1)に掲げるものを除く。)	5年
ハ イ又はロに掲げるもの以外のもの	

※ 本表は、計量法施行令(平成5年政令第329号)別表第三(第12条、第18条関係)の抜粋である。

オリンピック・パラリンピック準備局

1 指図書事項

(重点監査事項)

(財産)

(1) 物品の管理を適切に行うべきもの

スポーツ推進部（以下「部」という。）は、若洲海浜公園ヨット訓練所の管理運営について、「東京都体育施設条例」（平成元年東京都条例第109号）に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）で定める「指定管理者制度」を活用し、若洲サーカイトバークラブ（以下「指定管理者」という。）を指定している。指定管理者は、「若洲海浜公園ヨット訓練所業務内容及び管理運営の基準」第13により物品の購入及び廃棄等を行っている。

ところで、部は平成25年12月20日付けで指定管理者から、コンテナ2件及びバンラック2件について使用に適さない旨の報告を受けたので、これらの物品について東京都物品管理規則（昭和39年3月31日規則第90号）第33条から第36条までの規定に基づき、平成26年3月12日付けで不用品へ組み替え、指定管理者へ平成26年3月26日付けで廃棄の指示を行った。

当該指示を受けて指定管理者は、平成26年3月にこれらの物品を廃棄した旨の連絡を部に行ったにもかかわらず、監査日（平成27.6.2）現在、部は不用品を台帳から削除していなかった。

部は、不用品を台帳から削除し、物品の管理を適切に行われたい。

（スポーツ推進部）

(織出)

(2) 契約事務を適正に行うべきもの

東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会及び東京都は、第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の招致に当たって、選手、役員等が生活をする場である選手村を中央区晴海に整備すると計画した立候補ファイナルを、平成25年1月7日に国際オリンピック委員会（IOC）へ提出している。

大会準備部は、この計画に基づき、晴海地区を市街地再開発事業と位置付けて準備を進めているところであり、平成26年度については、晴海地区の基盤整備を検討するため、「晴海選手村計画に係る整備方針検討業務委託」（契約金額：777万6千円、契約期間：平成26.5.26～平成26.9.19、契約の相手方：A）を特命随意契約により締結している。

ところで、この契約の成果物である報告書について見たところ、①道路整備に関して、「平成26年10月6日」に警視庁と協議を行ったことが記載されているもの、②下水道施設整備に関する協議を下水道局と行った資料として「平成26年9月24日」と記載されているもの及び港湾局と行った資料として「平成26年11月18日」と記載されているものが認められた。

しかしながら、部は、契約の相手方から履行期限である「平成26年9月19日」付けて提出

された委託完了届を同日に受領しており、「平成26年9月25日」付けで検査を完了したとして調査を作成している。

部は、当該契約の履行結果は仕様の目的を果たしているとしているが、履行期限延長のための契約変更手続きを行わないまま、検査完了後に行った協議等の内容に基づいて、引き続き受託者に報告書を修正させているのは適正でない。

部は、契約事務を適正に行われたい。

（大会準備部）